

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○行政書士試験の指定試験機関の名称の変更の届出 (法務課)	1
○区画漁業の免許 (漁業管理課)	1
○宅地建物取引業法による指定試験機関の名称の変更 (住宅課)	1
○二級建築士等試験事務を行わせる高知県指定試験機関の名称の変更の届出 (建築指導課)	1

告 示

高知県告示第231号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、行政書士試験の施行に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせている指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 変更前及び変更後の指定試験機関の名称
（変更前） 財団法人行政書士試験研究センター
（変更後） 一般財団法人行政書士試験研究センター
- 指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 変更しようとする年月日
平成25年4月1日

高知県告示第232号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を平成25年3月30日に免許した。

平成25年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種 貝類）（1件）

漁場計画の公示の際	漁業権者の住所及び氏名（法人に	免許	存続
-----------	-----------------	----	----

の公示番号及び免許番号	あつては、名称及び代表者の氏名)	の内容	制限又は条件	期間
区第2,047号	高岡郡中土佐町久礼8645 久礼漁業協同組合 代表理事 崎山 義澄	平成24年12月高知県告示第752号のとおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成25年3月30日から同年8月31日まで

高知県告示第233号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定に基づき宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を行わせることとした指定試験機関から名称の変更について届出があったので、同法第16条の5第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定試験機関の名称
（変更前） 財団法人不動産適正取引推進機構
（変更後） 一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
- 試験事務を取り扱う事務所の所在地
東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
- 変更しようとする年月日
平成25年4月1日

高知県告示第234号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行わせている高知県指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同法第15条の6第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 変更前及び変更後の高知県指定試験機関の名称
（変更前） 財団法人建築技術教育普及センター

- （変更後） 公益財団法人建築技術教育普及センター
- 高知県指定試験機関の住所
東京都中央区京橋二丁目14番1号
- 二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
東京都中央区京橋二丁目14番1号
公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部
広島県広島市中区大手町二丁目11番15号
- 変更しようとする年月日
平成25年4月1日